

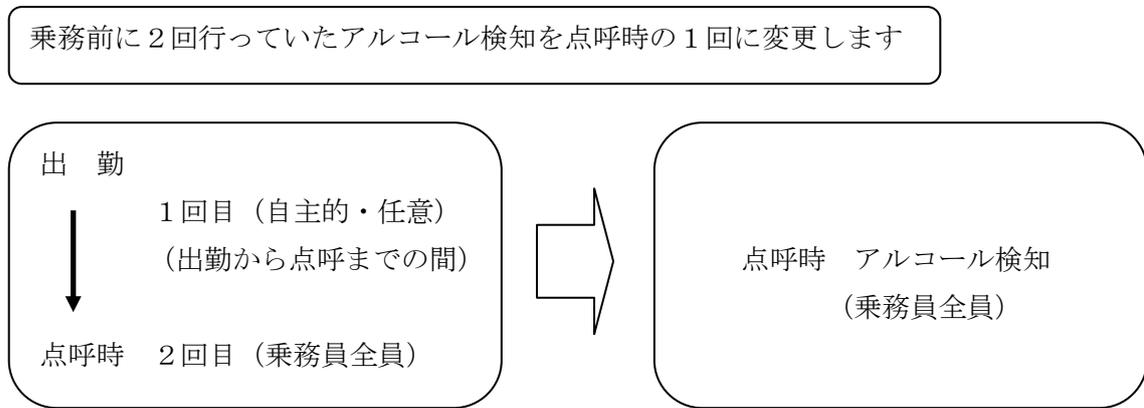
## 乗務員のアルコール検知について

横浜市交通局では、酒気帯び運転を撲滅し、お客様に安全かつ安心して市営バス・地下鉄をご利用いただけるように、平成 16 年 11 月以降、乗務前のアルコール検知を厳格な基準を設けて実施しています。

平成 23 年 4 月以降は、制度の浸透と職員の意識向上が進み、懲戒処分の対象となる事例は発生しておりません。

このような状況を踏まえ、これまで乗務前に 2 回おこなっていたアルコール検知の運用方法を効率化し、併せて処分量定を改定いたします。

## 1 アルコール検知方法



## 2 処分量定

アルコールが検知された場合の処分量定については、社会情勢や他都市の状況を検討し、これまでの基準値に基づく画一的なものから、運用方法の変更にあわせ、基準値を基にしつつ発生時の状況や背景等を考慮した個別の審査により、処分量定を決定することとします。

| 区 分 | 検知方法  | 0.05～0.10 mg<br>／ <sub>リットル</sub> 未満 | 0.10～0.15 mg<br>／ <sub>リットル</sub> 未満 | 0.15 mg<br>／ <sub>リットル</sub> 以上 |
|-----|-------|--------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------|
| 現 行 | 自主的検知 | 所属長指導                                | 所属長指導                                | 戒告※                             |
|     | 点呼時検知 | 所属長指導                                | 戒告                                   | 免職                              |

※0.15mg/<sub>リットル</sub>以上検知され、自家用車等を運転して出勤した場合

| 改 正 後 | 点呼時検知 | 所属長指導 | 文書訓戒又は戒告 | 停職又は免職 |
|-------|-------|-------|----------|--------|
|-------|-------|-------|----------|--------|

## 3 実施予定日

平成 25 年 6 月 1 日